# 定款

株式会社JFLAホールディングス

# 第1章総則

(商 号)

第 1 条 当会社は、株式会社 J F L A ホールディングスと称し、英文では、JFLA Holdings Inc. と表示する。

(目 的)

- 第 2 条 当会社は、次の事業を営むこと、並びに、次の業務を営む会社及びこれに相当 する業務を営む外国会社の株式又は持分を所有することにより、当該会社の事 業活動を支配・管理することを目的とする。
  - (1) フランチャイズチェーンシステムによる加盟店の募集及び加盟店の指 導育成
  - (2) 食料品、酒類、乳製品類、アイスクリーム、氷菓、健康食品、食品添加物、飼料、飼料添加物菓子、調味料、飲料及び茶の輸出入、製造、加工及び売買並びにそれらの原材料、米、穀物、果実、薬品の輸出入及び売買
  - (3) 醗酵工業品、医薬品、医薬部外品、試薬、化粧品の製造、輸出入及び 売買
  - (4) 食器、調理器具、衣料品の製造及び販売並びに日用雑貨品、服地・敷物・その他の繊維製品、服飾雑貨、玩具、健康機器の輸出入及び売買
  - (5) 事務用機器、荷役機械、輸送用機器、医療機器、美容機器、自動販売機器、通信機器、娯楽機器・設備、理化学機器、産業用機械器具、電気機械器具、食品製造・加工用機械器具、冷凍用機器及びそれらの部品の輸出入、売買及び賃貸
  - (6) 弁当の製造販売及びケータリングサービス
  - (7) 玩具、菓子類、各種パン、調理食品の企画製造、輸出入及び販売
  - (8) 宝石、貴金属、時計、絵画、美術工芸並びに家具、インテリアの輸出 入及び販売
  - (9) 飲食店の店舗内の厨房機器、調理器具、什器備品並びに建具・家具等 の内装設備の賃貸及び販売並びに飲食店の営業権の売買
  - (10) POS レジスターに関する機器・システムの無店舗販売及びレンタル事業
  - (11) 飲食店の経営
  - (12) カルチャー教室及び料理教室の経営
  - (13) リサイクルショップの経営

- (14) 企業経営、食料品販売及び飲食店経営に関するコンサルティング業並 びにその育成事業
- (15) 各種イベント、セミナー、講習会、キャンペーン及びパーティーの企画、製作、演出、プロデュース及びマネージメント業務
- (16) 企業の合併、業務提携、営業譲渡、有価証券の譲渡に関する指導、仲 介及び斡旋
- (17) 有価証券の保有、管理、運用及び売買
- (18) 宅地建物取引業及び不動産鑑定業並びに不動産の賃貸借、管理及び駐 車場の経営
- (19) 損害保険代理店業及び自動車損害賠償責任保険代理店業
- (20) 生命保険の募集に関する業務
- (21) 労働者派遣事業
- (22) 有料職業紹介事業
- (23) 通信販売事業
- (24) コンピューターシステム及びソフトウェアの開発並びに販売
- (25) マーケティングリサーチ及び経営情報の調査、収集及び提供
- (26) インターネットを利用した情報提供サービス業及び情報処理サービス 業並びにそれらへの投資
- (27) インターネット、デジタル放送等を利用した映像、音楽番組の企画制作
- (28) 労務管理代行業務
- (29) アプリケーションサービス・プロバイダー事業
- (30) ホテル、旅館等宿泊施設及び浴場等入浴施設、売店、遊技場、遊戯場、スポーツ施設、トレーニングジム及び記念館の経営及び管理並びにそれらへの投資
- (31) トレーニングイベント、スポーツ教室、講演会等の企画及び運営業務
- (32) スポーツチームに関する指導
- (33) 農園及び農場の経営及び農産物の加工、売買及び賃貸
- (34) 食品包装にかかわる技術、機器、設備類の設計、製作、売買及び賃貸
- (35) 金融業及び投資業
- (36) 金銭の貸付、債権の買取り、債務の保証
- (37) 倉庫業、海陸運送業の経営及びそれらへの投資
- (38) 産業廃棄物処理業
- (39) 著作権、著作隣接権及び工業所有権その他の知的財産権の取得、保 全、管理、使用許諾、賃貸借及び売買
- (40) 広告代理業
- (41) 出版業、図書及び定期刊行物の販売並びにその代理業務

- (42) 電子媒体及び電子機器を利用した出版の企画、制作、製造及び販売
- (43) 印刷及び製本業
- (44) 出版に関するコンサルティング
- (45) 販売促進に関する情報・資料の収集及び企画立案
- (46) 前各号に付帯又は関連する一切の業務
- 2 当会社は、前項各号に付帯又は関連する一切の業務を営むことができる。

## (本店の所在地)

第 3 条 当会社は、本店を東京都中央区に置く。

## (機 関)

- 第 4 条 当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。
  - (1) 取締役会
  - (2) 監査役
  - (3) 監査役会
  - (4) 会計監査人

## (公告方法)

第 5 条 当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由 によって電子公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行 う。

### 第2章株式

## (発行可能株式総数)

第 6 条 当会社の発行可能株式総数は、150,000,000 株とし、このうち 149,998,000 株 を普通株式とし、2,000 株をA種種類株式とする。

## (自己の株式の取得)

第 7 条 当会社は、株主総会の決議によって、特定の株主からその有する自己の株式の 全部又は一部を取得することができる。その場合、当会社は、会社法第 160 条 第2項及び第3項の規定を適用しないものとする。

2 当会社は、会社法第 165 条第 2 項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

#### (単元株式数)

第 8 条 当会社の単元株式数は、普通株式について 100 株、A種種類株式について 1 株とする。

# (単元未満株式の権利制限)

- 第 9 条 当会社の単元未満株主は、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。
  - (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
  - (2) 取得請求権付株式の取得を請求する権利
  - (3) 募集株式又は募集新株予約権の割当てを受ける権利
  - (4) 次条に定める単元未満株式の買増しを請求する権利

## (単元未満株式の買増し)

第 10 条 当会社の株主は、株式取扱規程に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。

#### (基準日)

- 第 11 条 当会社は、毎年 3 月 31 日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を 有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において議決権を行 使することができる株主とする。
  - 2 本定款に定めるもののほか、必要があるときは、取締役会の決議によりあらか じめ公告して臨時に基準日を定めることができる。

#### (株主名簿管理人)

- 第 12 条 当会社は、株主名簿管理人を置く。
  - 2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これ を公告する。

3 当会社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備え置きその他の株主名簿 及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社 においては取扱わない。

#### (株式取扱規程)

第 13 条 当会社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

## (優先配当)

- 第 1 3 条の2 当会社は、剰余金の配当を行うとき(配当財産の種類を問わない。) は、当該配当に係る基準日の最終の株主名簿に記載又は記録されたA種種類株式を有する株主(以下「A種種類株主」という。)又はA種種類株式の登録株式質権者(以下「A種種類登録株式質権者」という。)に対し、同日の最終の株主名簿に記載又は記録された普通株式を有する株主(以下「普通株主」という。)又は普通株式の登録株式質権者(以下「普通登録株式質権者」という。)に先立ち、A種種類株式1株につき、A種種類株式の1株あたりの払込金額1,000,000円(以下「A種配当基準額」という。)に対し、A種優先配当年率を6%として、当該基準日が属する事業年度の初日(同日を含む。)から当該配当の基準日(同日を含む。)までの期間につき月割計算(ただし、1か月未満の期間については年365日の日割計算)により算出される額の配当をする(以下「A種優先配当」という。)。ただし、既に当該事業年度に属する日を基準日とするA種優先配当を行ったときは、かかる配当済みのA種優先配当の累積額を控除した額をA種優先配当として支払う。
  - 2 A種種類株式の発行された事業年度以降のある事業年度におけるA種種類株式 1 株あたりの剰余金の配当の額がA種配当基準額にA種優先配当率 6%を乗じた額(以下「A種優先配当金」という。)に達しないときは、A種種類株式 1 株あたりの不足額(以下「A種累積未払配当金」という。)は翌事業年度以降に累積する。当会社は、A種累積未払配当金がある場合に剰余金の配当を行うとき(配当財産の種類を問わない。)は、A種種類株主又はA種種類登録株式質権者に対し、第 1 項に基づくA種種類株主又はA種種類登録株式質権者に対する剰余金の配当及び普通株主又は普通登録株式質権者に対する剰余金の配当に先立ち、A種種類株式 1 株につき、A種累積未払配当金を剰余金の配当として支払う。
  - 3 当会社は、A種種類株主又はA種種類登録株式質権者に対し、第 1 項及び第 2 項に基づく剰余金の配当以外に剰余金の配当を行わない。
  - 4 A種配当基準額は、次に定めるところに従い調整する。

① A種種類株式の株式分割又は株式併合が行われたときは、A種配当基準額は、 次のとおり調整する。なお、次の算式中の「分割・併合の比率」とは、株式 分割又は株式併合後のA種種類株式の発行済株式総数を株式分割又は株式併 合前のA種種類株式の発行済株式総数で除した数をいう。

調整後 = 調整前 × <u>1</u> A種配当基準額 A種配当基準額 × <u>分割・併合の比率</u>

② A種種類株主に割当てを受ける権利を与えて株式の発行又は処分(株式無償割当てを含む。)を行ったときは、A種配当基準額は、次のとおり調整する。なお、次の算式中の「既発行A種種類株式の数」とは、当該発行又は処分の時点におけるA種種類株式の発行済株式総数から当会社が保有する自己株式(A種種類株式に限る。)の数を控除した数とし、自己株式を処分する場合には、次の算式中の「新発行A種種類株式」は、「処分する自己株式(A種種類株式に限る。)」と読み替えるものとする。

無限無限新発行A種種<br/>新発行A種種<br/>新発行A種種<br/>類株式の数新発行A種種<br/>類株式の1 株<br/>物たりの払込金額種配当基準額世額既発行A種種類株式の数 + 新発行A種種類株式の数

③ ①及び②に基づく調整後A種配当基準額の算出において発生する1円未満の端数は、四捨五入するものとする。

(残余財産の分配)

- 第 13 条の3 当会社は、残余財産の分配をするときは、A種種類株主又はA種種類登録株式質権者に対し、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、A種種類株式1株につき、次の①乃至③を合計した額(以下「A種残余財産分配額」という。)を残余財産の分配として支払う。
  - ① A種配当基準額(1円未満の端数は、四捨五入するものとする。)
  - ② A種累積未払配当金
  - ③ 残余財産の分配が行われる日(以下「分配日」という。)において、分配日の属する事業年度の初日(同日を含む。)から分配日(同日を含む。)までの日数にA種優先配当額(A種配当基準額に6%を乗じて得られる額をいう。)の額を乗じた金額を365で除して得られる額(1円未満の端数は、四捨五入するものとする。)をいう。ただし、分配日の属する事業年度において、既に当該事業年度に属する日を基準日とするA種優先配当を行ったときは、その額を控除した額とする。

2 当会社は、A種種類株主又はA種種類登録株式質権者に対して、A種残余財産 分配額を超えて残余財産の分配を行わない。

(議決権)

第 13 条の4 A種種類株主は、法令に別段の定めのある場合を除き、全ての株主を構成員とする株主総会において議決権を有しないものとし、A種種類株主を構成員とする種類株主総会において、A種種類株式1株につき 1 個の議決権を有する。

(金銭を対価とする取得請求権(償還請求権))

- 第 13 条の5 A種種類株主は、いつでも、当会社に対して金銭の交付と引換えに、その保有するA種種類株式の全部又は一部を取得することを請求することができるものとし(以下「金銭対価取得請求」という。)、当会社は、当該A種種類株主又はA種種類登録株式質権者に対し、A種種類株主が取得の請求をしたA種種類株式を取得するのと引換えに、A種種類株式1株につき、第2項において定める取得対価に相当する額の金銭を交付するものとする。
  - 2 金銭対価取得請求が行われた場合におけるA種種類株式1株あたりの取得対価は、A種配当基準額に、金銭対価取得請求がなされた日におけるA種種類株式1株あたりのA種累積未払配当金及びA種経過優先配当金相当額(第13条の3第1項③に準じて算定される。)を加えた金額とする。

(普通株式を対価とする取得請求権(転換請求権))

- 第 13 条の6 A種種類株主は、いつでも、当会社に対して当会社の普通株式の交付と 引換えに、その保有するA種種類株式の全部又は一部を取得することを請求す ることができるものとし、当会社は、当該A種種類株主又はA種種類登録株式 質権者に対し、A種種類株主が取得の請求をしたA種種類株式を取得するのと 引換えに、下記(1)において定める数の当会社の普通株式を交付するものとす る。
  - (1) A種種類株式の取得と引換えに交付する普通株式の数
    - (a) A種種類株式を取得するのと引換えに交付すべき普通株式の数は、次のとおりとする。

取得と引換えに交付すべき<br/>普通株式の数A種種類株主が取得の請求をしたA種種類株式の払込金額の総額取得価額

(b) A種種類株式の取得と引換えに交付する普通株式の数に1株に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとし、この場合においては、会社法第 167 条第3項に定める金銭の交付はしないものとする。

## (2) 取得価額

取得価額は78円(以下「上限取得価額」という。)とする。ただし、A種種類株式の払込金額が払い込まれた日以降の6か月毎の応当日(当該日が取引日でない場合には翌取引日とする。以下「取得価額修正日」という。)において普通株式1株あたりの時価が78円を下回る場合には、取得価額は各取得価額修正日における時価に相当する金額(以下「修正後取得価額」という。)に修正されるものとする(ただし、修正後取得価額の下限は39円(以下「下限取得価額」という。)とし、時価が39円を下回った場合における修正後取得価額は39円とする。)。なお、取得価額が下記(3)により調整された場合には、上限取得価額及び下限取得価額についても同様の調整をするものとする。普通株式1株あたりの時価は、取得価額修正日に先立つ45取引日目に始まる連続する30取引日の東京証券取引所における当会社の普通株式の毎日の終値の単純平均値(終値のない日数を除く。円単位未満小数第1位まで算出し、その小数点以下第1位を切り捨てる。)とする。

# (3) 取得価額の調整

- (a) 以下に掲げる事由が発生した場合には、それぞれ以下のとおり取得価額を調整する。
- ①普通株式につき株式分割又は株式無償割当てをする場合、次の算式により取得価額を調整する。なお、株式無償割当ての場合には、以下の算式における「分割前発行済普通株式数」は「株式無償割当て前発行済普通株式数(ただし、その時点で当会社が保有する普通株式を除く。)」、「分割後発行済普通株式数」は「株式無償割当て後発行済普通株式数(ただし、その時点で当会社が保有する普通株式を除く。)」とそれぞれ読み替える。

分割前発行済普通株式数

調整後取得価額 = 調整前取得価額 × -

分割後発行済普通株式数

調整後取得価額は、株式分割又は株式無償割当ての効力が生ずる日をもって、 これを適用する。

②普通株式につき株式併合をする場合、株式併合の効力が生ずる日をもって、次の算式により取得価額を調整する。

 $\times$  -

併合後発行済普通株式数

③時価を下回る金額をもって普通株式を発行又は当会社が保有する普通株式を処分する場合(株式無償割当ての場合、当会社が株式若しくは新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。以下本③において同じ。)の取得と引換えに普通株式を交付する場合、普通株式を目的とする新株予約権の行使による場合又は合併、株式交換、株式交付若しくは会社分割により普通株式を交付する場合を除く。)、次の算式(以下「取得価額調整式」という。)により取得価額を調整する。調整後取得価額は、払込期日(払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日)の翌日以降、これを適用する。なお、当会社が保有する普通株式を処分する場合には、次の算式における「新たに発行する普通株式」は「処分する当会社が保有する普通株式」、「当会社が保有する株式」は「処分前において当会社が保有する普通株式」とそれぞれ読み替える。

(発行済普通新たに発行する普通株新たに発行する普通株式の<br/>する普通株新たに発行する普通株式の<br/>1株あたりの<br/>払込金額

 調整後
 =
 調整前

 取得価額
 取得価額

(発行済普通株式の数-当会社が保有する普通株式の 数) +新たに発行する普通株式の数

時価

④当会社に取得をさせることにより又は当会社に取得されることにより、時価を下回る価額をもって普通株式の交付を受けることができる株式を発行又は処分する場合(株式無償割当ての場合を含む。)、かかる株式の払込期日(払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日。以下本④において同じ。)(株式無償割当ての場合にはその効力が生じる日)に、発行又は処分される株式の全てが当初の条件で取得され普通株式が交付されたものとみなし、取得価額調整式において「1株あたりの払込金額」としてかかる価額を使用して計算される額を、調整後取得価額とする。調整後取得価額は、払込期日の翌日以降、また株式無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、これを適用する。

式の数)

⑤行使することにより又は当会社に取得されることにより、普通株式1株あたりの新株予約権の払込金額と新株予約権の行使に際して出資される金銭又は財産の合計額が時価を下回る価額をもって普通株式の交付を受けることができる新株予約権を発行又は処分する場合(新株予約権無償割当ての場合を含む。)、かかる新株予約権の割当日(新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日)に、発行される新株予約権全てが当初の条件で行使され又は取得されて

普通株式が交付されたものとみなし、取得価額調整式において「1株あたりの 払込金額」として普通株式1株あたりの新株予約権の払込金額と新株予約権の 行使に際して出資される金銭又は財産の普通株式1株あたりの価額の合計額を 使用して計算される額を、調整後取得価額とする。調整後取得価額は、かかる 新株予約権の割当日の翌日以降、また新株予約権無償割当ての場合にはその効 力が生ずる日の翌日以降、これを適用する。

- (b) 上記 (a) に掲げた事由によるほか、下記①及び②のいずれかに該当する場合には、当会社はA種種類株主及びA種種類登録株式質権者に対して、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整後取得価額、適用の日及びその他必要な事項を通知したうえ、取得価額の調整を適切に行うものとする。
- ①合併、株式交換、株式交換による他の株式会社の発行済株式の全部の取得、株式移転、株式交付、吸収分割、吸収分割による他の会社がその事業に関して有する権利義務の全部若しくは一部の承継又は新設分割のために取得価額の調整を必要とするとき。
- ②前①のほか、普通株式の発行済株式総数(ただし、当会社が保有する普通株式 の数を除く。)の変更又は変更の可能性を生ずる事由の発生によって取得価額 の調整を必要とするとき。
- (c) 取得価額の調整に際して計算が必要な場合は、円単位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。
- (d) 取得価額調整式において使用する普通株式1株あたりの時価は、取得価額を適用する日に先立つ 45 取引日目に始まる連続する 30 取引日の東京証券取引所における当会社の普通株式の毎日の終値の単純平均値(終値のない日数を除く。円単位未満小数第 1 位まで算出し、その小数点以下第 1 位を切り捨てる。)とする。
- (e) 取得価額の調整に際し計算を行った結果、調整後取得価額と調整前取得価額 との差額が1円未満にとどまるときは、取得価額の調整はこれを行わない。
- (4) 取得請求受付場所

東京都中央区日本橋蛎殼町一丁目5番6号

株式会社IFLAホールディングス

- (5) 取得請求の効力発生
  - (a) 普通株式を対価とする取得請求権を行使しようとする場合、当会社が定める 様式による行使請求書に、その行使に係るA種種類株式の数並びに当該行使の年 月日等を記載してこれに記名捺印した上、これを本条(4)に定める取得請求受付 場所に提出しなければならない。
  - (b) 普通株式を対価とする取得請求権の行使の効力は、行使に必要な書類の全部 が本条(4)に定める取得請求受付場所に到達した日に発生する。

### (普通株式の交付方法)

第 13 条の7 当会社は、普通株式を対価とする取得請求権の行使の効力発生後において、当該行使に係るA種種類株主が指定する振替機関又は口座管理機関における振替口座簿の保有欄に振替株式の増加の記録を行うことにより普通株式を交付する。

# (金銭を対価とする取得条項(強制償還))

- 第 13 条の8 当会社は、いつでも、取締役会が別に定める日の到来をもって、A種種類株式の全部を取得することができるものとし、当会社は、A種種類株式を取得するのと引換えに、当該A種種類株主又はA種種類登録株式質権者に対し、A種種類株式1株につき、第2項において定める取得対価に相当する額の金銭を交付するものとする。この場合、当会社は、当該取締役会の開催日の30日前までに、A種種類株主又はA種種類登録株式質権者に対して、A種種類株式の取得を予定している旨及び取得を予定しているA種種類株式の数を通知する。
  - 2 金銭を対価とする取得条項が行使された場合におけるA種種類株式1株あたりの取得対価は、A種配当基準額に、金銭を対価とする取得条項が行使された日におけるA種種類株式1株あたりのA種累積未払配当金及びA種経過優先配当金相当額(第13条の3第1項③に準じて算定される。)を加えた金額とする。

## (株式の併合又は分割等)

第 13 条の9 当会社は、株式の併合若しくは分割をするとき、株主に募集株式若しく は募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えるとき、又は株式無償割当て若 しくは新株予約権無償割当てをするときは、A種種類株式につき、普通株式と 同時に同一の割合でこれを行う。

#### 第 3 章 株主総会

## (招 集)

第 14 条 当会社の定時株主総会は、毎事業年度の終了後3ヶ月以内にこれを招集し、 臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。

#### (招集権者及び議長)

第 15 条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除くほか、取締役会の決議に

よって取締役社長がこれを招集し、議長となる。

2 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

## (株主総会資料の電子提供)

- 第16条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる。
  - 2 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち、法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面への記載を省略することができる。

### (決議の方法)

- 第 17 条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。
  - 2 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の 議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上に当 たる多数をもって行う。

#### (議決権の代理行使)

- 第 18 条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権 を行使することができる。
  - 2 株主又は代理人は、株主総会毎に代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

#### (議事録)

第 19 条 株主総会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める 事項については、これを議事録に記載又は記録する。

#### (種類株主総会)

- 第 19 条の2 第 15 条から前条までの規定は、種類株主総会についてこれを準用する。
  - 2 第 11 条第 1 項の規定は、定時株主総会において決議する事項が当該決議のほ

か、種類株主総会の決議を必要とする場合における当該種類株主総会に準用する。

## 第 4 章 取締役及び取締役会

(員 数)

第 20 条 当会社の取締役は、10名以内とする。

## (選任方法)

- 第 21 条 取締役は、株主総会において選任する。
  - 2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
  - 3 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(任期)

第 2 2 条 取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

#### (代表取締役及び役付取締役)

- 第 23 条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。
  - 2 取締役会は、その決議により、取締役会長、取締役社長各 1 名、その他取締役 会が必要と認める役付取締役を定めることができる。

## (取締役会の招集権者及び議長)

- 第 2 4 条 取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、取締役社長がこれを招集 し、議長となる。
  - 2 取締役社長に欠員又は事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

## (取締役会の招集通知)

- 第 25 条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して 発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができ る。
  - 2 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

## (取締役会の決議方法)

- 第 26 条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数を もって行う。
  - 2 当会社は、会社法第 370 条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

#### (取締役会の議事録)

第 27 条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める 事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した取締役及び監査役 がこれに記名押印又は電子署名する。

## (取締役会規程)

第 28 条 取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める 取締役会規程による。

#### (報酬等)

第 29 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上 の利益(以下、「報酬等」という。) は、株主総会の決議によって定める。

## (取締役の責任免除)

- 第 3 0 条 当会社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

又は法令が規定する額のいずれか高い額とする。

# 第 5 章 監査役及び監査役会

## (員 数)

第31条 当会社の監査役は、4名以内とする。

## (選任方法)

- 第 32 条 監査役は、株主総会において選任する。
  - 2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

## (任期)

- 第 3 3 条 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
  - 2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

#### (監査役会の招集通知)

- 第 3 4 条 監査役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
  - 2 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。

## (常勤の監査役)

第 35 条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

## (監査役会の決議方法)

第 3 6 条 監査役会の決議は、法令に別段の定めある場合を除き、監査役の過半数を もって行う。

# (監査役会の議事録)

第 3 7 条 監査役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める 事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した監査役がこれに記 名押印又は電子署名する。

#### (監査役会規程)

第 3 8 条 監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会において定める 監査役会規程による。

#### (報酬等)

第 39 条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

## (監査役の責任免除)

- 第 40 条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。
  - 2 当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外監査役との間に、任務を 怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただ し、当該契約に基づく責任の限度額は、100 万円以上であらかじめ定めた金額 又は法令が規定する額のいずれか高い額とする。

## 第 6 章 会計監査人

#### (選任方法)

第 41 条 会計監査人は、株主総会において選任する。

# (任期)

- 第 42 条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のもの に関する定時株主総会の終結の時までとする。
  - 2 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がなされなかったときは、当該定時株主総会で再任されたものとみなす。

# (会計監査人の報酬等)

第 43 条 会計監査人の報酬等は、取締役会が監査役会の同意を得て定める。

# 第7章 計算

#### (事業年度)

第 44 条 当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。

# (剰余金の配当の基準日)

- 第 45 条 当会社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録ある株主又は登録 株式質権者に対して、剰余金の配当をすることができる。
  - 2 当会社は、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録ある株主又は登録株 式質権者に対して、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当をすることがで きる。
  - 3 前 2 項に定める場合のほか、別に基準日を定めて、基準日における最終の株主 名簿に記載又は記録ある株主又は登録株式質権者に対して、剰余金の配当をす ることができる。

# (配当金の配当等の除斥期間)

- 第 46 条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもな お受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。
  - 2 未払配当金には利息を付さない。

## (剰余金の配当等の決定機関)

第 47 条 当会社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会決議によって定めることができる。

平成19年1月12日 制定

平成 19 年 6 月 22 日 改訂

平成20年6月25日 改訂

平成21年1月5日 みなし定款変更

平成21年6月26日 改訂

平成23年6月24日 改訂

平成24年10月1日 改訂

平成27年6月25日 改訂

平成 28 年 6 月 29 日 改訂

平成29年6月29日 改訂

平成30年7月1日 改訂

平成30年8月1日 改訂

令和3年6月29日 改訂

令和4年6月24日 改訂

令和5年11月21日 改訂